

荒尾支援学校PTA研修会

～学校卒業後の福祉サービスについて～

- ・ 福祉サービス
- ・ 障害基礎年金

社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター
山本俊一
令和7年10月17日（金）

在学時の進路を決める = 地域生活の準備

・学校 : 先生がいる安心の環境。進路指導が手厚い

※進路指導: 「自分では分からない情報がある」「評価を受けられる」

「支えとなる励まし」「頑張りどころを知る」 色々...

・卒業後 : 地域で暮らす。学校から社会福祉に支援体制が変わる

➡ “どこに相談?”（結論から述べますと、地域にある福祉事業者）

・卒業後の進路と福祉サービスの全体像をつかむ

- 特別支援学校を卒業したら、どこへ行くと良い？
- 学校にやっと慣れたのにもう卒業。進路先でも適応できるのか？
- 新しい生活をがんばれるだろうか？
- よく分からぬが、将来的な「親なきあと」はどうなるのだろう
- 今からでもやっておかなければならぬことがあるのかないのか

支援学校を卒業した後の、ちょっと先の話

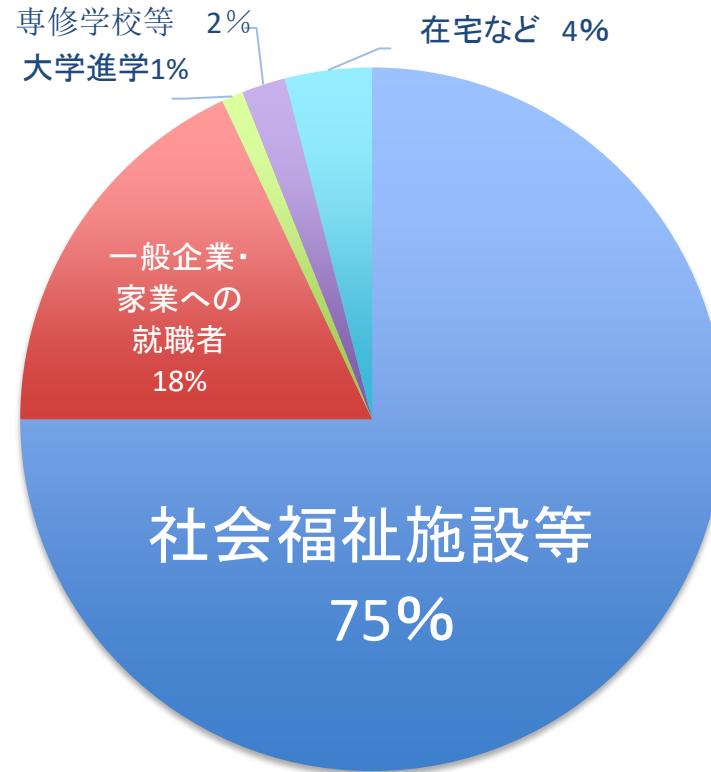
- ①卒業後の進路の全体像を知る
- ②サービス利用の流れを理解する
- ③“生活のイメージ”を持つ（事例をもとに）

今回、地域の1人の相談支援専門員として卒業後の事例を提供します。

「つながり」は福祉サービスに欠かせない大事なパートです。

学校、先輩、他のご家庭とのつながりも効果大。

②高等部の進路割合



①中等部: 142名の卒業者がおり、高等学校等に139人が進学した（高等部含む）

②高等部: 367名の卒業者がおり、決めた進路先は

1. 大学進学者 4人
2. 専修学校など入学者 8人
3. 一般企業・家業への就職者 66人
4. 在宅など（ヘルパー利用のみの場合も含む） 17人
5. 社会福祉施設等 272人

【就労継続A型・B型、就労移行、生活介護、療養介護、共同生活援助、入所施設などの障がい福祉サービス事業所、障がい福祉サービス事業所外の他制度施設等（医療施設、児童養護施設など）】

“働く”も“通う”も社会参加の形。本人に合う選択肢と一緒に探す。

就労継続支援A型(就A)も福祉サービス事業所の内のひとつです。(就Aも含めた)進路の傾向としては、10人のうち約8人が社会福祉施設等を選択されています。

今だけではなく平成の時代からその傾向は続いています。卒業後の進路先として、サービス利用とつなげることは、特別なことではなく、日本の社会福祉の仕組みになっています。

卒業後の“進路を決める”≡“サービス利用の検討”



本人の希望、適性に応じて最適な選択がベスト

種別	内容	ポイント
・生活介護 区分3以上 (50歳以上は2以上)	<ul style="list-style-type: none"> 創作活動・軽作業・リハビリ等 <p>時間一例（送迎+9時利用開始、16時利用終了+送迎等）</p>	入浴介護や医療的ケアにも対応する事業所あり 事業所が多く、活動内容はそれぞれ違う
・就労継続支援B型 区分不要	<ul style="list-style-type: none"> 軽作業中心・リクリエーションなど作業以外の活動 <p>時間一例（送迎+9時利用開始、16時利用終了+送迎）</p>	自分のペースで働く 事業所が多く、作業内容はそれぞれ違う
・就労継続支援A型 区分不要	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約あり・雇用保険加入・給与支給 <p>時間一例（4時間労働+1時間休憩等）</p>	一般就労に近い形 事業所によって送迎・昼食支援有り無し 5~6時間滞在の事業所が多い
・就労移行支援 区分不要	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労を目指した訓練 <p>時間一例（送迎+9時利用開始、14時利用終了+送迎）</p>	目的が明らか 原則最長2年間の支給期間 ※荒尾玉名地区には事業所が1つだけ
・自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) 区分不要	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練・・・身体機能の維持向上。理学・作業療法を中心としたリハビリ等。 生活訓練・・・生活能力の維持向上。 	地域で生活する能力を高める目的 機能訓練…原則最長1年半の支給期間 生活訓練…原則最長2年の支給期間 ※荒尾玉名地区には多分、事業所がない
・療養介護：区分6又は区分5で筋ジストロフィ患者	<ul style="list-style-type: none"> 医療の提供を中心とした、生活介護+機能訓練+介護等 	医療機関が行っている ※荒尾玉名地区には事業所がない
・就労選択支援 区分不要	<ul style="list-style-type: none"> 就労意欲、能力や適性の把握。就B、就A利用前は必須。 在校生は1ヶ月位の利用期間（在学中？）という見立て 	R7.10より制度開始で、まだ分からない。 ※荒尾玉名地区には事業所がない

住まい・在宅系サービスの比較

種別	内容	ポイント
グループホーム (共同生活援助) ・障害支援区分なし でも可 ・障害支援区分が絶対必要の事業所あり	住居での共同生活を通じ、夜間や休日における相談や日常生活上の援助規模が入所施設より小さい（5名とか10名とか20名とか） ※事業所によって、障害支援区分3以上等の設定がある（日中もグループホームで支援体制がある事業所等のケース）	自立生活の練習に最適 最近、地域で増えている 自宅と入所施設の中間点 夜間帯に必ずスタッフがいるグループホームは日中支援型という（24時間体制）
入所施設 【障害支援区分4～6】区分3でも可の場合あり（50歳以上、併設生活介護利用者など）	施設において、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等援助規模的には30名～	24時間支援体制 医療・介護が必要な方に 日中は併設の生活介護事業所を利用する法人方針が殆ど 併設外の事業所利用も不可ではない
自立訓練（宿泊型）	通いではない自立訓練。地域で生活する力を住みながら訓練	原則最長1年の支給期間 荒尾玉名地域には事業所がない
短期入所 障害支援区分必要	家族の用事や介護休息、災害時の不安、自宅外生活の練習などの際に施設に宿泊して生活する援助 グループホーム、入所施設内で行われている	日中は滞在しても良いし普段通っている事業所を利用しても良い 毎週1泊2日利用も可能
居宅介護	・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援がある。自宅等に訪問するヘルパー援助	※あくまで本人の支援のみ 例：家族のご飯は作れない 本人が使うところしか掃除できない

- ・ 地域生活支援事業～
“市町の福祉事業”です。“障害福祉サービス＝国の福祉事業”では行き届かない地域固有の課題に対する支援制度です。
※支援自体は、殆ど障害福祉サービス事業所が兼務しています。
 - ・ 相談支援事業
 - ・ 移動支援事業
 - ・ 訪問入浴サービス事業
 - ・ 社会参加促進事業（自動車普通免許取得の助成あり。前もって福祉課に相談）
 - ・ 意思疎通支援事業
 - ・ 地域活動支援センター事業
 - ・ 日中一時支援事業
 - ・ 日常生活用具給付等事業
 - ・ 福祉ホーム事業
- ・ 日常生活自立支援事業（社協の金銭管理などの支援）
- ・ 法定後見制度など

- ・市町の福祉課

荒尾市・玉名市・和水町・玉東町・長洲町・南関町

有明圏域障がい者基幹相談支援センターあーる

- ・基幹相談支援センター

山鹿市

山鹿市基幹相談支援センターディア

- ・利用したいサービス事業所

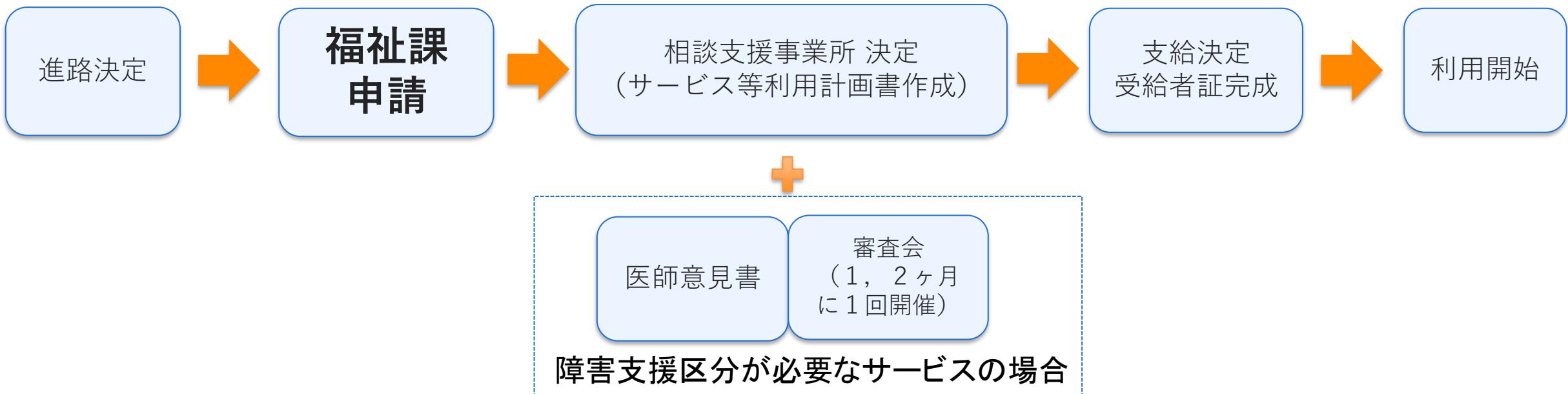
- ・相談支援事業所

事業所数:荒尾市8 玉名6 和水3 長洲1 南関1

障害福祉サービスを利用するには、「障害福祉サービス受給者証」が必要です。

障害福祉サービス
受給者証

- ・熊本県内は、大体このデザインです。
- ・障がい福祉サービス利用の為だけに使うものです。
- ・障がい者手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳)とは、まったくの別物です。
- ・「受給者証」と略して呼びます。
- ・**お住まいの市町村が交付します。**
- ・受給者証を作る為には、**市町の福祉課**で申請手続きが必要です。
- ・申請後、サービス等利用計画案作成が必要です。作成は相談支援事業所に依頼します。
- ・相談支援事業所を決める事も進路決めの一つです。
- ・作成後、引き続き障がい福祉サービス利用していく場合、年1回は必ず書類手続きがあります。
(利用者上限負担月額の更新手続きというもの)



※就A、就Bなどの障害支援区分が不要なサービスは、審査会不要。

早い時は、2週間程で支給決定する事があり得る。

※生活介護、施設入所、共同生活援助日中支援型は、障害支援区分が必要

なので、医師意見書・審査会を通す必要があり、1, 2ヶ月かけて支給決定する。

- ・毎年「上限負担月額」の更新手続きあり (市町の福祉課から封書で届く)
- ・1年、又は3年「サービス支給」の更新手続きあり (市町の福祉課から封書で届く)

※ 上記の期日が同じなら年1回の手続き。 時期がずれていれば、その都度の手続き。

- ・届いた書類を記入して市町の福祉課に提出する必要あり
 - ・更新忘れにはご注意ください (最悪、支給停止の恐れ)
-
- ・市町の福祉課から届く郵便物は、必ず開封してご確認をお願いします。

利用料のイメージ像...

★月締めで計算し、翌月に請求書が届く・支払う。

利用料の中身...2つから構成

①障がい福祉サービス利用費の「本人負担額」

②障がい福祉サービス利用の際にかかる「実費負担額」

→①と②の合算。結果から述べますと、大半の方は①が「0円」で②の額がそのままその月の利用料。

※②実費負担額とは、日中活動系の場合は「食材費、送迎費、行事参加費、行事レクレーション材料費など」

- ・設定は事業所毎でまちまち(全国一定のルール内で決めてある)。
サービス時間中に食事や送迎を提供しているが、「実費負担分あり」の事業所もあれば「実費負担ゼロ」という事業所もある。
 - ・就Aや就B事業所には「食事提供がない・送迎がない」ことがある(=その分、負担もない)。
 - ・「食材費」「送迎費」はよくある負担。
 - ・入所利用者、共同生活援助利用者には「特別給付」という実費負担額を軽減する助成がある(条件満たした方のみ)。

※①「本人負担額」は「利用者上限負担月額」の設定で決まる(ムズカシイ)

【サービス利用費 자체は高額で、毎月毎年、丸々払うと大変な額。利用困難になるので、利用者の経済的な負担を軽減する制度】

設定は「0円」「9,300円」「37,200円」の3つがある。大半の方が負担月額「0円」設定になる(収入が基準

※年1回「利用者上限負担月額」の手続きあり。市町から書類が届くので記入して福祉課に必ず提出しましょう。

※「9,300円」「37,200円」となる場合..

- ・20歳未満で入所施設利用 +「保護者に市県民税が発生している状態」の時(監護義務上、保護者が支払い)に20歳未満の時期。
 - ・本人の前年所得が高くて「本人に市県民税が発生している状態」の時 索引※すなわち本人の前年所得が市県民税以下の場合に、利用者上限負担月額は0円になる。
 - ・本人が婚姻中で、配偶者と併せた世帯収入が高くて「世帯に市県民税が発生している状態」の時 索引※前年所得が配偶者と合算で計算される

参考資料～全国社会福祉協議会
障害福祉サービスの利用について2018年3月版 16ページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001/tenji/dl/file01-01.pdf>

生活介護	自立訓練	就B	就A	就労移行	居宅介護	共同生活援助	入所支援施設	短期入所
利用料※2つの合算	①障害福祉サービス費 ※障害福祉サービス費自体は高額。1日あたり1,500円～30,000円位(サービス種類・区分・利用時間等に応じて金額が設定してある) ※公費9割、本人1割負担。本人1割負担に「利用者上限負担月額」という仕組みが使える、公費が援助する。 <u>利用者上限負担月額は「0円」・「9,300円」・「37,200円」の設定。大半の方は「0円」になる。</u> ※公費からの支払いは法定代理受領にて行うのが殆ど(自治体から直接事業所へ支払う)							
	②実費負担額 サービス利用の際にかかる各事業所にて設定した費用の一部。 よくある内容は、「昼食費の原材料費」「送迎費用のガソリン代」「レクレーション材料費」など。			②実費負担分は、車利用なら車代など。	②実費負担分は、家賃、食材費、水熱光費、生活用品費など。	②実費負担分は、食材費、水熱光費、金銭管理費など。	②実費負担分は、主に食材費等。	
具体的な金額※	「利用者上限負担額0円」の方の場合 例: 小岱作業所生活介護(区分4の方)を1ヶ月間で22日利用した場合、 ①サービス費約7,000円/日 × 22日 = 154,000円 公費9割・本人1割につき、 本人1割負担 = 15,400円 ただし「利用者上限負担額0円」なので、 本人負担額は0円 になる。 ②送迎費3,000円/月、食材費310円/日 × 22日 = 6,820円 結果: ①+② = 0円 + (3,000円 + 6,820円) = 9,820円の支払い。 ※仮に利用者上限負担額9,300円の場合は、①が9,300円(上限到達)、 ②合計が9,820円となり、総計19,120円となる。			近場の場合、往復300円等。	50,000円～90,000円位 + 生活費 (家賃1万円助成込: 条件付だが自治体が助成)	60,000円位 + 生活費 (※1日当り100円～1,000円位の特別給付がある)	1泊2日1,000円位。	
支給量	ひと月あたり8日は、利用をお休みするシステム ※就労移行と自立訓練は利用期間が限定されている(2年間限定など)			区分、併用サービスで上限変化。	全日数/月	全日数/月	8日/月が基本	
利用時間	毎日、7時間前後あたり。 例: 8:30送迎～9:00利用開始～16:00終了...16:30送迎にて帰宅など。	毎日5時間位。 例: 9:30開始～15:00終了など。		例: 買物代行 + 調理 + 掃除で2時間/回など。				
工賃	1,000円～10,000円 ※事業所毎で違う。		5,000円～50,000円 ※事業所毎で違う。	80,000円前後/月※最低賃金。雇用保険あり。	0円～ ※作業対価よりも訓練重視	※あくまで本人の支援のみ。例: 家族のご飯は作らない。		

～進路先(昼間)としての障がい福祉サービス事業所について～

市町 (有明圏域)	生活介護(20事業所) ※障害支援区分3以上が必要	療養介護 (0事業所)	自立訓練 (2事業所?)	就労継続支援B型 (22事業所)	就労継続支援A型 (13事業所)	就労移行 (1事業所)
荒尾市	①Sun☆フラワー②わがんせ③ひまわり④荒尾市小岱作業所			①Sun☆フラワー②荒尾きぼうの家③Nicola④とらいぶサポーター⑤ふくとく本舗⑥荒尾市小岱作業所	①ワンピース②ブルーム③ネクスト ※2年前は6事業所あった	
玉名市	①きらきら②WAKABA③もんくうる④くるり⑤天水生命学園⑥たまきな荘⑦さくらサポート		デイサービス弥生(機能)(生活) ※詳細不明	①ほし②WAKABA③ルピカ④あおぞら玉名⑤オリーブ⑥風工房⑦風工房R⑧第二天水学園⑨さくらサポート⑩スマイルファクトリー	①たまむすび②てんしんサポート③スマイルファクトリー④あおぞら玉名⑤オレンジ夢ファーム天水⑥SHIKIRU⑦GallerySoi200	①ルピカ
長洲町	①ひまわりの里②くじらのせなか			①ひまわりの里	①がまだす	
南関町	①なかま②うすま苑			①なかま		
和水町	①銀河ステーション②精粹園③くれよん④はなむれ			①銀河ステーション②ピュアマインド③さくらワーク菊水	①なごみサポート②なごみトライズ	
玉東町	①るぴなす			①るぴなす		
【山鹿市】	8事業所		1事業所(生活)	9事業所	8事業所	0事業所
【大牟田市】	9事業所	1事業所	3事業所(生活)	17事業所	11事業所	4事業所

※障がい福祉サービスは、法律で趣旨や倫理が定められている。

※同じ障がい福祉サービスでも、事業所ごとで活動内容や雰囲気は違ってくる。事業所の理念も関係する。

※生活介護サービス、療養介護は「障害支援区分」が必要。

※就労選択支援サービス事業所は、荒尾玉名地区では現在0です。これから出来る可能性はあります。
大牟田には既に3事業所が開所しました。

～進路先じゃなくても、のちのちでも～

活用したい地域の福祉サービス事業所(日中活動系以外)

在宅生活で介護サポート		支援つき住居をサポート		包括的に生活をサポート	
市町	短期入所 (14事業所)	居宅介護 (28事業所)	共同生活援助(グループホーム) (22事業所)(令和5年度から+4事業所)	自立訓練 (宿泊型)	入所支援施設 (5事業所)
荒尾市	①サポートハウスSUN☆フラワー②ソーシャルインクルー荒尾 ③荒尾市小岱作業所 ④事業団グループホーム事業所	9事業所	①サポートハウスSUN☆フラワー「コピット」 ②ソーシャルインクルー荒尾 ③リアルビーホーム ④ふくのや ⑤ふれんずUD ⑥わたぼうし ⑦事業団グループホーム事業所		①小岱作業所
玉名市	①たまきな荘 ②きらきら「みらい」 ③天水生命学園 ④ソーシャルインクルー玉名山田 ⑤スターズホーム玉名	12事業所	①きらきら系列 ②サン・ビレッジ ③天水生命学園365日 ④ソーシャルインクルー玉名山田 ⑤スターズホーム玉名 ⑥さくらサポート ⑦かがやき ⑧グループホームるびなす ⑨このはな		①天水生命学園 ②たまきな荘
長洲町	①ひまわりの里 ②有明成仁病院	2事業所	①グループホームひまわりの里		
南関町	①うすま苑②陽光学園	3事業所	①うすま苑グループホーム ②ちむどんどん		②うすま苑
和水町	①精粹園	1事業所	①銀河ステーショングループホーム ②精粹園グループホーム ③菊水さくら寮		①精粹園
玉東町		1事業所			
山鹿	6事業所	7事業所	10事業所(令和5年度から+2事業所)	0事業所	2事業所
大牟田	11事業所	35事業所	19事業所(令和5年度から+6事業所)	1事業所	4事業所

基幹相談支援センター「あーる」が、
ホームページを運営しています。

福祉サービスガイド



ホーム 要綱・組織図 事業所空き情報 福祉サービスガイド 情報・資源マップ 研修・イベント お問い合わせ

構成員専用

利用の流れ 基幹相談支援センター 1.在宅生活を支援してほしい 2.日中すごせる場所がほしい 3.働きたい 4.介護者不在のときに
5.生活する場所がほしい 6.お子さんのために 7.相談したい 8.就労の相談をしたい 9.子どもの発育発達の相談をしたい

利用の流れ

障がい福祉サービスの利用にあたっては、まず申請を行っていただきます。
申請後、サービスの必要性や要件を満たしているかを判断するために、心身の状況や生活環境などに関する聞き取り調査を実施します。
その後、相談支援専門員による「サービス等利用計画」の提出を受け、支給決定が行われます。
この一連の流れには、申請から利用開始までにおよそ1~2ヶ月程度かかる場合があります。

お住まいの市町村の福祉課（障がい福祉担当）までお気軽にご相談ください。

- ・荒尾市役所 福祉課 TEL 0968-63-1406 FAX 0968-62-2881
- ・玉名市役所 総合福祉課 TEL 0968-75-1121 FAX 0968-73-2362
- ・玉東町役場 福祉課 TEL 0968-85-3136 FAX 0968-85-3166
- ・長州町役場 福祉保健介護課 TEL 0968-78-3135 FAX 0968-78-3449
- ・和水町役場 福祉課 TEL 0968-86-5724 FAX 0968-86-4660
- ・南関町役場 福祉課 TEL 0968-57-8503 FAX 0968-53-2351

※ 有明圏域障がい者基幹相談支援センター あーる : 0968-57-7287

福祉サービスガイド（資源マップ）

- 1 在宅生活を支援してほしい（居宅介護、同行援護）
- 2 日中すごせる場所がほしい（生活介護、日中支援、地域生活支援センター）
- 3 働きたい（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- 4 介護者不在のときに（短期入所）
- 5 生活する場所がほしい（共同生活援助、施設入所）
- 6 お子さんのために（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- 7 相談したい（相談支援）
- 8 就労の相談をしたい
- 9 子どもの発育発達の相談をしたい

戻る



～有明圏域障がい福祉サービス社会資源マップをご紹介します～

サンプル：
・就労継続支援B型
「荒尾市小岱作業所」

自立支援協議会がまとめた事業所情報。
2市4町にある事業所を掲載。

就労継続支援(B型)
就労支援センター 荒尾市小岱作業所
社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団

住所	〒 864-0032 荒尾市増永2452-2			
電話	0968-69-0111	FAX	0968-69-0112	開所日 平成30年3月1日
メールアドレス	shoudai@arao-sfj.jp			
ホームページ	http://www.arao-sfj.jp/			
併設事業	施設入所支援			



【事業所概要】

定員	営業日	営業時間（サービス提供時間）
20 名	月曜日～金曜日	8:00～17:00(8:00～16:00)

【対象障がい種別】(◎主たる対象 ○対象 △相談に応じます ×対応できません)

身体	知的	精神	発達	高次脳機能	難病
△	○	△	△	×	×

【内容】

弁当の製造・販売(土曜日・日曜日・祝日を除く)

【送迎】 有

有の場合	範囲	荒尾市・大牟田市(一部)・長洲町・玉名市(一部)
備考（料金等）		3,000円/月(10km未満)3,500円(10km以上20km未満)

【工賃等】

1ヶ月あたりの賃金（実績）	備考
9,000円～61,000円	基本給+能率給

【昼食】 有

有の場合	料金	310円	備考	*食事提供体制加算対象者の場合
------	----	------	----	-----------------

就労支援センター荒尾市小岱作業所は「味の郷しょうだい」の屋号を持ち、月曜日から金曜日まで2種類の日替わり弁当を作っています。安さとボリュームで好評を得ています。利用者の方々も自分の目標を持ち毎日頑張っておられます。



小岱弁当(480円)



有明弁当(380円)



弁当の製造以外に重要な容器の洗浄や配達にも利用者の方々が頑張っています。

毎日明るい笑顔と挨拶で事業所や家庭を回っておられます。



【アクセス】

最寄の駅はJR荒尾駅です。
JR荒尾駅下車にて産交バスで
荒尾バスセンター行きに乗車し、
企業局前バス停で下車
(この間乗車時間10分)
バス停より福祉村内の事業所まで
徒歩にて5分程度です。



自己紹介

山本 俊一 48歳 A型 うお座

- ・8歳の頃から荒尾市で生活
- ・就職のきっかけ...おばあちゃん子が介護職に
- ・平成13年9月 小岱作業所支援員
- ・平成28年4月 相談支援センター相談支援専門員
- ・福祉従事者として25年目を迎えます
- ・ちょっと休憩...



荒尾市社会福祉事業団の紹介

- ・保育園 【荒尾市中央保育園】
- ・養護老人ホーム 【市民病院院内保育所】
- ・軽費老人ホーム 【緑風園】
- ・障がい者支援施設(入所) 【荒尾市小岱作業所】
- ・生活介護 【"】
- ・放課後等デイサービス 【ピッコロ】
- ・居宅介護(ケアマネ) 【居宅介護事業所】
- ・訪問介護(ヘルパー) 【訪問介護事業所】
- ・就労継続支援B型 【就労支援センター】
- ・障がい者共同生活援助 【グループホーム事業所】
- ・相談支援 【相談支援センター】
- ・短期入所 【小岱作業所・グループホーム】

事例1【卒業後は生活介護サービス事業所を利用】:女性。療育手帳A1。重度心身障がい児。現在30代後半の方。

卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・生活介護(お出かけ・歌・音楽・おかし作り等)
- ・医療機関 ・・・リハビリ(週1回)、訪問看護(月1回)
- ・制度 ・・・自立支援医療、重度心身障害者医療費制度、特別児童扶養手当、補装具日常生活用具
- ・関係機関 ・・・生活介護事業所、病院、訪問看護、福祉課
- ・受給者証 ・・・障害支援区分6(生活介護の場合、区分3以上必要)
- ・利用者上限負担月額 ・・・0円

●生活介護事業所を選んだポイント~

(保護者)看護師が常に居る状態が大事だった。参加できる行事が多くて楽しめたと思った。

片道車で10分位の距離は便利。

利用後

- ・20歳前障害基礎年金を請求して障害基礎年金1級を受給。
- ・自治体から特別障害者手当を受給。
- ・送迎は母対応。たん吸引。今は経口摂取。**送迎の際に事業所の看護師と直接情報を共有、母の会話先にもなる。**
- ・リハビリは関節を動かす。月1回の訪問看護は医療ケアの情報収集がメイン。
- ・外出の為、美容院や皮膚科や歯科等、通えるところを母が開拓された。
- ・20代前半の頃は体調も安定せず入退院を繰り返してきた。
頼りの医療機関(国立大牟田病院、有明成仁病院)に救われた。
- ・母が同窓会等で不在の時などに、**短期入所(医療型)**を利用した。

現在の生活

- ・訪問入浴を検討したが利用にはつながっていない。「がんばれるうちは自分達で頑張る」と保護者談。
- ・いざという時の短期入所が利用できる安心感から、今も頑張られている。

生活介護サービスが安心できる活動場所となり、安心できる生活ルーティンが日常的支えに。

事例2【卒業後は生活介護サービス事業所を利用】: 男性。療育手帳A2。 現在40代前半の方。

卒業後

- ・障害福祉サービス … 生活介護(簡単な作業、周りのお手伝い、ウォーキング、音楽など)
- ・医療機関 … 定期通院(特別児童扶養手当の診断書、ちょっとした体調不良など)
- ・制度 … 特別障害児扶養手当
- ・関係機関 … 生活介護事業所、福祉課
- ・受給者証 … 当時は無し。今は障害支援区分4(生活介護の場合、区分3以上必要)
- ・利用者上限負担月額 … 0円

●生活介護事業所を選んだポイント~

(本人)気に入ったから。

(親)最後まで一緒に過ごすつもりだった。本人に合ったところならどこでも良かった。

実際はどのサービスも喜んで利用できて助かった。自宅外で暮らすとは…。

その後

- ・生活介護を継続利用中。帰宅後のおやつがルーティン化して体重増。
- ・20歳前障害基礎年金を請求して障害基礎年金1級を受給。療育手帳再判定A2のまま。
- ・短期入所サービスを追加。月に2回、短期入所を利用するという楽しみを持った。自宅外の生活の練習。
- ・主たる介助者の母が新型コロナ罹患した際、1週間続けて短期入所を利用した。
- ・ご家庭が他の兄弟の対応で不在時あり。ヘルパーを利用して、昼食提供と併せて見守りを受けた。
- ・ヘルパーさんとの外出支援を更に利用することで、健康維持と併せておやつ以外の過ごし方に取り組んだ。
- ・こだわりが強くて他利用者と対立する事もあるが、一緒に過ごしてきたことで周りからも受け入れられている。

現在の生活

- ・親なきあとに備えて入所施設で短期入所も実施。でも将来、生活がガラリと変わる事に親は不安を抱いていた。
- ・地域に日中支援型GHが出来た際に利用開始。GHを利用しながら、日中は通い慣れた生活介護事業所を継続中。

生活介護サービスを起点に生活基盤が整い、他のサービス利用も取り入れて自立に向う

事例3【卒業後は入所および併設生活介護サービス事業所を利用】: 男性。療育手帳B1。現在20代前半の方。

卒業後

- ・障害福祉サービス … 生活介護(レクレーション、軽作業など)、施設入所支援
- ・医療機関 … 精神科通院継続(自閉スペクトラム症)
- ・制度 … 自立支援医療(精神科通院)
- ・関係機関 … 入所施設、病院、福祉課
- ・受給者証 … 障害支援区分4(※入所施設の場合、区分4以上必要)
- ・利用者上限負担月額 … 9,300円(入所施設の場合、20歳になるまでは保護者の年収で設定)
- ・特別給付(入所のみ) … 1,431円/日(食費や水光熱費に対する助成金みたいなもの)

●入所施設を選んだポイント~

(本人)友達も居て楽しそうだったから。学校や親から勧められたから。

(親)自宅よりも施設の方が本人も楽しく落ち着いて過ごせるだろうと思った。

その後

- ・元々の問題行動(離設、暴言など)が落ち着かず、利用2年目に精神科入院。2ヶ月で退院、同時に退所した。
- ・自宅に戻られてからは生活介護サービス事業所に通った。自宅での母への甘えが極度化してブレーキが利かない。
- ・病院との連携や家族支援のため、訪問看護を開始した。
- ・20歳前障害基礎年金を請求、障害基礎年金2級。
- ・夜間飛び出し等が続いた。警察対応もあり措置入院された。
- ・退院後の生活の場として自宅は難しかった。入所施設やグループホームを体験した。
- ・療育手帳の20歳時判定はA1判定になった。病院で行った知能検査資料の提出が効果を発揮した。重度心身医療費制度対象となり、医療費面での経済的な不安が大幅に軽減された。
- ・グループホーム(GH)が決まり退院した。2日目で元々の問題行動が起こった。再調整のため、早期に再入院してGH退所。

現在の生活

- ・退院に向けて体制を整備中。その一つに障害基礎年年金を再審し、障害基礎年金1級になった。
- ・本人が自立して暮らせる環境作りに、母親も関係機関と共に取り組んでいる。

進路後の変化にも対応。障がい福祉や医療が連携して、地域生活に戻りたい本人を支援継続中

事例4【卒業後は就労継続支援B型サービス事業所を利用】:女性。療育手帳B1。 現在20代後半の方。

卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・就労継続支援B型(屋外作業、軽作業など。送迎利用)＋短期入所
- ・医療機関 ・・・なし(かかりつけ医は近所の内科医)
- ・制度 ・・・生活保護世帯
- ・関係機関 ・・・就労継続支援B型、短期入所、福祉課、生活保護係
- ・受給者証 ・・・区分2(就Bに障害支援区分はいらないが、短期入所で区分が必要)
- ・利用者上限負担月額 ・・・0円

●就労支援継続B型サービス事業所を選んだポイント～

(本人)実習で楽しくて作業内容も好きだったから。

(親)「人のお役に立てる大人」になってもらいたいので。

その後

- ・就労継続支援B型サービス事業所を継続中。行事も参加して楽しんで過ごす。
- ・20歳前障害基礎年金の手続きをしたが不支給だったという。再チャレンジはしないという。
- ・療育手帳再判定、B1のまま。
- ・土日は家族と過ごす時間を楽しんでいる。短期入所は利用されていない。お守りみたいな状況。
- ・親もまだまだ元気なので、将来のことをあまり不安には思っていない。
- ・工賃で、好きなアイドルのDVDを購入された。

現在の生活(20代後半)

- ・月日が過ぎ、一番若かった立場から中堅になり、若さの特権(見守られていた部分)がどうも失われたご様子。事業所からの評価も高いがゆえの期待が込められているとも言えるが、本人はつらい時も多々ある様子。
- ・若さゆえの追い風は減りつつも「作業は好き」という事で頑張られており活躍されている。

自分のやりがいを続けられる環境、居場所があるので、気持ちも生活も前向きに

事例5【卒業後は就労継続支援B型サービス事業所を利用】: 男性。療育手帳A2。 現在20代半ばの方。

卒業後

- ・障害福祉サービス … 就労継続支援B型(室内で軽作業、送迎利用)
- ・医療機関 … なし(特別児童扶養手当の診断書の時くらい)
- ・制度 … 重度心身医療費制度、特別児童扶養手当
- ・関係機関 … 就労継続支援B型、福祉課
- ・受給者証 … 区分なし(就Bに障害支援区分はいらない)
- ・利用者上限負担月額 … 0円

●就労支援継続B型サービス事業所を選んだポイント～

(本人)みんながやさしかった。ごはんがおいしかった。

(親)この事業所なら本人も楽しく過ごせると思った。自分も色々と協力できると思ったから。

その後

- ・本人のペースで作業に取り組む。休憩も人より多め。ご家族の体調不良等で欠勤が続いた事があった。
- ・20歳時の療育手帳再判定でA1。
- ・20歳前障害基礎年金請求をして障害基礎年金1級受給。

※特児手当の診断書を作成した病院で、年金用の診断書を作成できたのでスムーズだった。

現在の生活(20代半ば)

- ・就労継続支援B型サービス事業所を継続中。行事も参加して楽しんで過ごす。
- ・事業所の利用自体が社会参加になっている。それ以外の外出や他者交流は殆どない。
- ・福祉とはまた違うご家庭の問題があった際、福祉サービスとしてできる所と出来ない所があった。それ以降、関係性はあまり活発ではない。

本人を中心とした関係があることで、今もこれからも続けられることがある

事例6【卒業後は就労継続支援A型サービス事業所を利用】:女性。療育手帳B2。 現在20代後半
卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・就労継続支援A型(屋内作業、製造など)
- ・医療機関 ・・・なし(過去に一度精神科を受診した※高等部入学前に)
- ・制度 ・・・なし
- ・関係機関 ・・・就労継続支援A型、福祉課
- ・受給者証 ・・・区分なし(就Aに障害支援区分はいらない)
- ・利用者上限負担月額 ・・・0円

●就労支援継続A型サービス事業所を選んだポイント～

(本人)実習が楽しかった。作業内容も好きだったのでがんばりたいと思えた。

(親)こだわりが強いが「支援者がいる就Aならば頑張れるかも」と期待が持てた。

同じ市内なので、雨の日等、公共交通機関利用を拒む娘の送迎等、色々と対応できると思った。

その後

- ・利用状況は順調で継続できている。
- ・責任感が強い本人の力が良い方に強化された。通勤の為に、苦手な公共交通機関利用も挑戦した。
- ・20歳前障害基礎年金請求して、障害基礎年金2級受給。療育手帳の再判定、B2のまま。

現在の生活

- ・10年近く経過したが就労継続支援A型サービス事業所を継続中。好きな仕事だけをしたい気持ちばかりだった過去の本人に比べると、今は事業所と共にがんばられて他の作業にも取り組まれており、自分に自信を持っている。
- ・学生時代と変わらず母とショッピングに行く、何もなければ家にいる。
- ・障害基礎年金も更新中。精神科通院も継続中。

支援があることで続けられる就労のかたち。その成果は、生活にも発揮されている

事例7【卒業後は就労継続支援A型サービス事業所を利用】:女性。療育手帳B2。 現在20代前半の方。

卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・就労継続支援A型(屋内作業、製造、清掃など。練習してバス通勤)
- ・医療機関 ・・・脳神経内科(てんかん)
- ・制度 ・・・なし
- ・関係機関 ・・・就労継続支援A型、福祉課
- ・受給者証 ・・・区分なし(就Aに障害支援区分はいらない)
- ・利用者上限負担月額 ・・・0円

●就労支援継続A型サービス事業所を選んだポイント～

(本人)仕事はがんばりたいが、体調に不安があったので。

(親)発作の心配が一番。半日でも疲れると思うので就Aが一番合っていると思ったから。

その後

- ・利用状況は真面目だが順調とは言えず。体調不良がよく起きた。てんかん発作の心配も続いた。
- ・時間調整など配慮をしながら、辞める事はなく継続した。
- ・20歳前障害基礎年金請求して、障害基礎年金2級受給。療育手帳の再判定、B2。

現在の生活

- ・就労継続支援A型サービス事業所を継続中。
- ・外出は好き。てんかんによる頭痛に悩まされている。
- ・結婚されて実家を離れ、夫と新しい生活を楽しみながらすごしている。
- ・配偶者ができる事で、利用者上限負担額が9,300円になった。

自信がない時は無理をせず進路を決めた。進路上に無かつた結婚という環境変化にも余裕が持てた。
結婚による上限負担額の変化あり。

事例8【卒業後は一般就労】: 男性。療育手帳B1。卒業時は福祉につながっていない。

現在20代後半の方。

卒業後

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・障害福祉サービス | …なし。暮らす市内の工場に障害者雇用。パートタイム。 |
| ・医療機関 | …なし(幼少時に療育。高等部入学前に一度だけ精神科を受診した) |
| ・制度 | …なし |
| ・関係機関 | …企業、学校、障害者就業生活支援センター |
| ・受給者証 | …不要 |

●一般就労を選んだポイント～

(本人)学校の後押しがあったから。教えてもらいながら出来ると思ったから。

(親)「本人には一般就労は難しいかな」と思っていたが特に言わなかつた。他の希望が特に無かつたので。

その後

- ・仕事に行きたくない気持ちから無断欠勤が続き、学校もフォロー対応したが、4ヶ月目で退職。
- ・学校のフォローで就A利用へ向けて動き、相談支援事業所につながり、支援を受けて就Aに就職した。
- ・就A利用しながら、20歳前障害基礎年金請求して、障害基礎年金2級受給。療育手帳再判定はB1のまま。
- ・仕事(稼ぐ)と一人暮らし希望。実際に一人暮らしたら失敗。一人暮らしの訓練も兼ねて、グループホームに入居した。

現在の生活

- ・父との関係性の悪さから、一人暮らしは第一希望となり、今はグループホームを出て借家で一人暮らしをしている。
- ・作業能力はあるが、就労継続のための生活する力は今も弱い状態。地域で暮らす力は伸ばせている。
- ・「8時間就労はきつい、でも4時間就労は生活費が足りない」という考えに至る。6時間就労ができる就Aを希望。それが久留米市にあり、実家と職場の中間地点(八女市)に転居して利用開始した。
- ・自分のことにがんばれる力。
- ・転居先でも支援をつなげる。八女市の基幹相談支援センターの支援を得た。
- ・今の課題: 金銭管理について不安。使える制度を検討中。

卒業したのちでも、障がい福祉につながり、失敗も込で支援が伴走: 本人らしく生きること

事例9【卒業後は一般就労】: 男性。療育手帳B2。卒業時も今も福祉につながっていない。 現在20代半ばの方。

卒業後

- ・障害福祉サービス …なし。同じ市内。高齢者施設勤務。1日8時間勤務。
- ・医療機関 …あり(※高等部時代から通院歴あり)
- ・制度 …自立支援医療(精神科通院)
- ・関係機関 …企業、学校、障害者就業生活支援センター
- ・受給者証 …不要

●一般就労を選んだポイント～

(本人) **自分のしたいことを学校の先生も支えてくれたから。仕事も辞めずに頑張りたい**と思えた。

(親) 早く自立してもらいたいと思っていたので。

その後

- ・就労継続中。卒業後も本人は学校に相談されていた。
- ・学校経由で当事業所を尋ねてこられた。20歳前障害基礎年金請求し、障害基礎年金2級受給。
- ・療育手帳再判定、B2のまま。

現在の生活

- ・就労継続中。一人暮らし。祖母や姉、母など、**今も頼れる方と交流しながら過ごしている。**
- ・**障害基礎年金受給も更新、継続中。**経済的に安定した事から希望だった一人暮らしを開始した。
- ・自動車普通免許も取得した。移動範囲が広がり、社会参加が増えた。
- ・精神科通院は定期で行っている。「眠れない」などDrに相談、処方薬あり。

進路時の決定が今も続く。相談支援事業所が新たな相談先に。
一般就労でも障害基礎年金受給できたのは、通院歴・診断書の効果が大きい。

事例10【卒業後は就労移行支援サービス事業所を利用】: 男性。療育手帳B2。 現在は20代半ば。

卒業後

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・障害福祉サービス | …就労移行支援サービス |
| ・医療機関 | …なし |
| ・制度 | …なし |
| ・関係機関 | …就労移行支援事業所、福祉課 |
| ・受給者証 | …区分なし(就労移行に障害支援区分はいらない) |
| ・利用者上限負担月額 | …0円 |

●就労移行を選んだポイント～

(本人)一般就労を目指したかった。周りのサポートがあれば就職出来ると思ったから。

(親)こだわりが悪いように向かわなければ、仕事が出来ると期待していた。

その後

- ・訓練をがんばった。さぼった事もちょっとあった。1年目で一般企業に就職した。1日8時間勤務。
- ・障害基礎年金の受給希望があり、20歳を過ぎていたが、精神科に通院開始した(処方薬なし)。
- ・障害基礎年金を事後請求し、障害基礎年金2級受給。

現在の生活

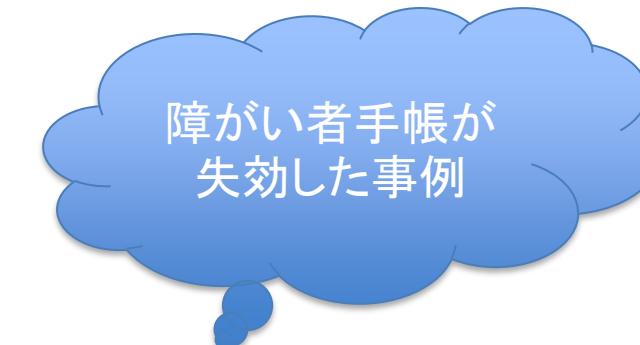
- ・今も一般就労継続中。
- ・精神科通院も継続中(障害基礎年金の更新があるので、診断書のための通院)。
- ・一般就労後、就労定着支援サービスを3年間程利用した。
- ・自動車普通免許も取得した。
- ・家族を野球観戦に連れていく等、社会参加も意欲的にされている。

進路時の決定が今も続く。

福祉サービスも今では「困った時に相談します」という自立したスタンス

卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・就労移行支援サービス
- ・医療機関 ・・・なし(過去に一度精神科を受診した)
- ・制度 ・・・なし
- ・関係機関 ・・・就労移行支援事業所、福祉課
- ・受給者証 ・・・区分なし(就労移行に障害支援区分はいらない)
- ・利用者上限負担月額 ・・・0円



障がい者手帳が失効した事例

●就労移行を選んだポイント～

- (本人)こだわりもあって、自分ができる仕事が就Aにはなかった。決まった仕事だけが出来る仕事に就きたかったので。
- (親)仕事を見つけて自立してもらいたいと思っていた。

その後

- ・20歳時の療育手帳再判定で「知的障がいは認められず」と判定され、療育手帳が失効。
- ・福祉課及びハローワーク 「障害者としてサポートはできない」 → 障害者求人と就労移行支援が利用できなくなった。
- ・受診記録がある精神科を頼った。当時のカルテに「発達障がい」があった。診断書作成→利用再開
- ・精神科の通院を継続。精神障害者保健福祉手帳3級を取得した。障害者雇用枠での就労を改めて目指した。
- ・就A→就労移行→一般就労。今も同じ職場に就労中。1日6時間勤務。
- ・就職して約半年後、就労定着支援サービス利用開始して、就職の安定を図った。
- ・障害基礎年金を請求した。20歳時の診断書も準備して遡及請求。働きながらだったが、障害基礎年金2級を受給。

現在の生活

- ・就労も継続している。通院も継続しており、障害基礎年金を更新している。服薬は睡眠導入剤。

進路時の決定が今も続く。サービスが切れてもつながりは切れず。
精神科系の通院の有効活用。

- 障害福祉サービスは本人の日常生活に関わる社会資源

本人が生活を続けたいと思ってくれる環境づくり

- みんなが情報共有することですすむ人生計画もある

情報は環境づくりに欠かせない

- 障害福祉サービスを通して、社会資源を理解する、開拓する

わたしが「安心できる場」の選択が第一歩

- 卒業はゴールでもあり、新しいスタート

障害基礎年金はだれがいつどうする？

特別支援学校生徒向け

だれがいつどうする？

●「本人(ご家族)が、20歳をすぎたら早めに、年金受給を請求する」

- ・20歳になると何かしらの公的な年金に加入するのは皆さまも然り。20歳になると国民年金加入の案内が届く。
- ・「知的障がい」等、加入以前に障がいがある事を証明し、「障害基礎年金」支給を請求する。
- ・請求書類の準備や提出は保護者でも可能。半年～3ヶ月前位から書類の受け取りもできる。
- ・作成で頼りになる関係者：病院の相談員、学友らの先輩保護者、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員。

※作成代行の専門職は社会保険労務士(有料)

障害基礎年金の手続きでは、
障がいがある事を証明する書類は、「診断書(精神の障害用)」です。
病院でドクターに作成してもらう必要があります。

● Drの診断書作成がないと、手続きはすすまない

- まずは「受診して診断書を作つてもらう」事を取り組む事がベスト
卒業後も早いに越したことはない。20歳前請求に向けて精神用の診断書が書けるDrを見つける。

①通院中の病院があれば、「20歳で年金を請求する時に診断書を頼めるか」前もって相談

- ・「難しいよ」といわれても諦めるのはもったいない。
(毎月約65,000円、年間約780,000円、40年間約3,120万円)経済的自立に役立つ=社会参加しやすい

②病院に全くかかっていない方は「18歳半ば頃には一度、精神科系の病院」に相談

- ・知的障がいの診断書は、専門医(精神)の病院に依頼するべき(かかりつけ医が居ないなら尚のこと)。
- ・予約だけで3ヶ月待ち等の場合あり。
近隣の病院としては、「有働病院」「荒尾こころの郷病院」「玉名病院」「城ヶ崎病院」「第二病院」など。

※「てんかんの方で脳神経内科Dr」、「知的と身体の重複の方で小児科Dr」が作成したケースがある。

その方は長年かかりつけ医だった。

ただし診断書にも支給決定のポイントがあるため、障害基礎年金の診断書作成に不慣れな病院だと、そのポイントを逃す場合がある。 → 後に事例資料あり

支給決定のポイント？

『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』等

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20160715.html>

●年金支給決定のポイント

知的障がいがある方への障害基礎年金の支給条件として、「日常生活の状況の他、労働に著しい制限を受けること」がある。障害基礎年金の支給決定のポイントは、この文言。

・本人の生活に「著しい制限」がある事を「診断書」と「病歴・就労等状況申立書」の2つの書類で証明する。

・「できる」という評価は慎重に。“なんでもできる”ばかりだと年金受給はまず無理。

出来ているけれど、実は…

「声掛けがないとしない」「確認・手直しが必要」「1人でできない」のような慣れた人の”ナチュラルサポート”、「分からず余計めにする」「決めた時間が来ないとしない」「分量が分からない」「バスに乗れない」「電話は持っているだけ」「パニック」「用事があると起きた時からずっと言う」「吐いてでもしないと気が済まない」等、様々な”著しい制限”がありませんか。年金請求の時だけは「できない」という意味に解釈して、病院に伝えましょう。

特別児童扶養手当から障害基礎年金への移行

特別支援学校生徒向け

移行しません。年金制度とのつながりはありません。

- ・特別児童扶養手当の書類等をこれまで作成してきた方は、そのまま、今のDr・病院に相談しましょう。特に支障なく障害基礎年金の診断書も作成頂けると思います。
- ・ただし、稀に病院の方針などで例えば「19歳以上は一切診察しない(診断書も書けない)」等、困る事が怒る可能性も無くはありません。
- ・卒業後も遠慮せず、病院に相談していたほうがベターです。

皆さんに言える事

- ・年金機構からは、一般的な加入案内は20歳を過ぎると来ますが、障害基礎年金を示した具体的な連絡はありません。
- ・福祉課は分野外ということもあって、福祉課からの連絡は基本的にはないです。
- ・精神科通院している方は、病院が教えてくれることがあります。
- ・誰も気付かなければ、手続きしないまま過ごす事になります。

障害基礎年金の請求

- ①20歳前障害基礎年金の請求は、自分達でもスムーズに手続きができる。
- ②不支給だったとしても、請求は何度でもできる。本人が仕事を辞めた等変化があれば再チャレンジ。
- ③本人の給料と障害基礎年金の収入が130万を越すと、親の社会保険の扶養から外れる場合あり。
- ④一般就労で年収200万以上の方でも、障害基礎年金支給は継続中の方もいる。
→「日常生活の状況の他、労働に著しい制限を受けること」=「できない評価を診断書が示している」
- ⑤本人の為の年金という意識をもつ。
※「障害者虐待」に経済的虐待あり。金銭管理自体はご家族でも大丈夫です。ですが、、、
「必要な生活費を渡さない」「本人の理解/同意なしに預貯金を使う、運用する」状況は親兄妹でも問題視される時代になる。
※年金は「本人の生活のために、本人に使用してもらう」という社会保障です。

事例9【卒業後は一般就労】: 男性。療育手帳B2。 1/24開始、6/26請求、9/28決定。

卒業後

- ・障害福祉サービス ……なし。同じ市内。高齢者施設勤務。**1日8時間勤務。**
- ・医療機関 ……あり(※高等部時代から通院歴あり)
- ・制度 ……自立支援医療(精神科通院)
- ・関係機関 ……企業、学校、障害者就業生活支援センター

その後

- ・定期通院はしていた。
- ・20歳になった(1月下旬)
- ・先生の紹介で障害基礎年金について相談員に相談したのが始まり(1/24)
- ・年金係で受付。支給対象を確認。書類をもらった。
- ・診断書作成を病院に依頼。病院外来の相談員が調整し「対応可能」と回答あり(2/10)
- ・定期通院ついでに診察を受けた(3/29)…障害の現症日。現症日から3ヶ月以内の請求が必要)
- ・診断書作成ができた(4/26)…単なる仕上がった日。作成には、1ヶ月近くかかる)
- ・病歴・就労等状況申立書も作成した。書類を揃えて年金係に提出した(6/26)
- ・障害基礎年金2級支給決定(9/28通知)
- ・5年に一度の更新がくる。現在も定期通院中。

※1日8時間勤務で収入があったが、「日常生活の状況の他、労働に著しい制限を受けること」を示せたことが支給決定のポイント。精神科通院中も一つのポイント。

卒業後

- ・障害福祉サービス ・・・就労継続支援A型(屋内作業、製造、清掃など。練習してバス通勤)
- ・医療機関 ・・・脳神経内科(てんかん)
- ・制度 ・・・なし
- ・関係機関 ・・・就労継続支援A型、福祉課

その後

- ・定期通院は脳神経内科(てんかん)のみ。精神科通院はなし。
- ・20歳になった(10月下旬)。障害基礎年金の手続き状況を確認(11月中旬)
- ・診断書が丁度出来あがった(11/2現症日)。・脳神経内科のDrが作成された(初めて作成したという)
- ・完成した診断書をみると「できる」評価。「なんら支障なく日常生活が送れる」という評価だった。
それに加えて「知的障害」の傷病名がなかった。「てんかん」のみだった。
- ・保護者に内容説明。実際の生活を基に自分達で再評価した。例:「意識障害がある為、火を使わない生活」だったので、安全保持の項目の「できる」→「助言・指導があればできる」に修正。
- ・修正案を、保護者から状況と共にドクターに伝えたところ、快く修正してもらえた(11/11)
- ・病歴・就労等状況申立書においても、生活や仕事上での支障や配慮を書き足して仕上げて提出した(12/24)
- ・障害基礎年金2級支給決定(3/10通知)・5年更新、定期通院中。

※最重要である診断書に「知的障害」の傷病名がなかった。「なんでもできる」評価もまずかった。

実際の生活は「慣れた援助があるから本人なりにできている事がある」「見守りや声掛けは必要」を伝え直して実態に基づけた診断書に修正出来た事が支給決定のポイント。診断書で全てが決まるといつても過言ではない。

「卒業」は終わりではなく “新しいつながりの始まり”

福祉サービスの役割…“みなさんとつながり続けること”

ご清聴ありがとうございました。